

平成22年度

『 公共工事における地場中小企業支援措置 』 について

平成22年 2月24日

地場中小企業を取り巻く厳しい状況等を踏まえ、経済対策の一環として、平成21年1月より、工事等の早期発注や工事代金支払いの迅速化など、「公共工事における地場中小企業支援措置」に取り組んでおりますが、平成22年度におきましても、さらにこれらの取り組みを充実・強化してまいります。

新たな支援措置（4月1日～）

1. 前金払の支払対象・請求期限の拡大（工事・委託）

工事・委託契約の前金払（契約金額の40%以内）の対象を、小額案件にまで拡大するとともに、その請求期限を廃止します。

○現行：<工事・委託共通>

契約金額300万円を超える 請求期限：契約締結日から30日以内

◆拡大：工事 契約金額100万円を超える 請求期限なし

委託 契約金額 50万円を超える 請求期限なし

【平成20年度実績による推計】

| 区分  | 工 事    |                  | 委 託    |                 | 請求期限         |
|-----|--------|------------------|--------|-----------------|--------------|
|     | 対象金額   | 対象件数             | 対象金額   | 対象件数            |              |
| 現 行 | 300万円超 | 1,966件           | 300万円超 | 310件            | 契約締結日から30日以内 |
| 拡大後 | 100万円超 | 3,205件           | 50万円超  | 673件            | 期限なし         |
| 増 減 |        | 1,239件<br>(63%増) |        | 363件<br>(117%増) |              |

2. 地場受注枠の拡大（舗装工事）

地場企業の受注機会の増大を図るため、舗装工事における地場受注枠を拡大します。

○現行：予定価格1億2千万円未満の工事

◆拡大：予定価格1億5千万円未満の工事

| 予定金額 | ～2.5千万円 | 2.5～1.2億円 | 1.2～1.5億円  | 1.5～3億円 | 3～5億円 | 5～7億円 | 7億円～ |
|------|---------|-----------|------------|---------|-------|-------|------|
| 現 行  | 地場単体    |           | 地場1社以上義務付け |         |       |       | 指定無し |
|      |         |           | 2社JV       |         | 3社JV  | 4社JV  |      |
| 拡大後  | 地場単体    |           | 地場1社以上義務付け |         |       |       | 指定無し |
|      |         |           | 2社JV       |         | 3社JV  | 4社JV  |      |

## 強化する支援措置（4月1日～）

### 1. 平成22年度公共工事・設計委託等の早期発注

平成21年度は、工事の上半期（第2四半期）発注目標を定めておりましたが、平成22年度は、さらに公共工事等のスピーディかつ途切れのない発注を推進するため、工事の第1四半期（6月まで）及び設計委託等についても発注目標を定め、全庁挙げて取り組みます。

- <発注目標> ◆第1四半期 工事50%・設計委託等60% を目指す。  
◆第2四半期 工事80%・設計委託等90% を超えること。

### 2. より適切かつスピーディな設計及び変更への対応

◆公共工事的確な早期発注を支援するため、新たに職員向けの設計業務マニュアルや設計変更ガイドラインを作成し、現場状況に即した、より適切かつスピード感を持った設計及び変更に努めます。

### 3. 公共工事の分離・分割発注のさらなる推進など、受注機会の増大

地場企業の受注機会の増大を図るため、工事の分離・分割発注をさらに推進するとともに、下請等関連企業への地場採用状況の把握及び積極的な採用要請を行います。

- ◆工事の分離・分割発注をさらに推進するため、新たにチェックシートを導入し、きめの細かな取組に努めます。  
◆施工体系図等により、下請等関連企業への地場採用状況を把握するとともに、積極的な採用の要請を行います。

### 4. 代金支払い手続きのさらなるスピードアップ

代金支払いのスピードアップとして、工事完了から検査までの期間及び代金支払い期限のさらなる短縮を目指します。

- ◆工事完了から検査までの期間短縮  
契約約款上 14 日以内 → H21 年度：10 日以内 → H22 年度：7 日以内を目指す。  
◆代金支払い期限の短縮  
契約約款上 40 日以内 → H21 年度：20 日以内 → H22 年度：15 日以内を目指す。

#### 【問い合わせ先】

|            |                   |       |                       |
|------------|-------------------|-------|-----------------------|
| <新たな支援措置>  | 財政局財政部契約課         | 中園、山口 | TEL 711-4181 (内 1551) |
| <強化する支援措置> | 1・4 財政局技術監理部技術企画課 | 柳橋、諸崎 | TEL 711-4903 (内 6161) |
|            | 2・3 財政局技術監理部技術監理課 | 續、井手  | TEL 711-4844 (内 6164) |

「公共工事における地場中小企業支援措置」

| 項目                                    | 平成22年度の取り組み(H22年4月1日～)  | 平成21年度までの取り組み   |
|---------------------------------------|---|---|
| ① 工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進         | <p>◆平成22年度工事・設計委託等の早期発注<br/>                     &lt;平成22年度工事発注目標設定&gt;<br/>                     ・第1四半期 50% 第2四半期発注率 80%</p> <p>&lt;平成22年度委託発注目標設定&gt;<br/>                     ・第1四半期 60% 第2四半期発注率 90%</p> | <p>◆平成21年度工事・設計委託等の早期発注<br/>                     ○平成21年度工事発注目標設定<br/>                     上半期発注率 80%超(H21年4月7日発表)<br/>                     年内発注率 95%超(H21年11月24日発表)</p> |
| ② 設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減 | <p>◆現場状況に即した、より適切かつスピーディな設計及び設計変更への対応<br/>                     ・的確な早期発注を支援するため、設計業務マニュアル、設計変更ガイドラインを作成し、より適切かつスピーディな対応</p>  | <p>◆設計変更へのスピーディな対応(H21年1月13日～)<br/>                     ◆工事書類の簡素化(H21年2月1日～)</p>  |
| ③ 分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る            | <p>&lt;公共工事の分離・分割発注のさらなる推進<br/>                     受注機会の拡大&gt;</p> <p>◆新たにチェックシートを導入</p> <p>◆施工体系図等による下請関連企業への地場採用状況の実態把握と積極的採用の要請</p>   | <p>◆発注規模による分割発注 (H21年1月13日～)<br/>                     ◆工種による分離発注 (H21年1月13日～)</p>   |
| ④ 工事代金の支払手続きをスピードアップ                  | <p>◆工事完了から検査までの期間のさらなる短縮<br/>                     14日以内 → 10日以内 → 7日以内を目指す</p> <p>◆工事代金支払期限のさらなる短縮<br/>                     40日以内 → 20日以内 → 15日以内を目指す</p>   | <p>◆工事完了から検査まで期間短縮(H21年2月1日～)<br/>                     14日以内 → 10日以内</p> <p>◆工事代金支払期限の短縮 (H21年1月13日～)<br/>                     40日以内 → 20日以内</p>                        |
| ⑤ 工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入               | 継続実施  | <p>◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用(H21年1月13日～)</p>  |
| ⑥ 前金払制度の活用促進                          | 継続実施  | <p>◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進 (H21年2月10日～)</p>  |
| ⑦ 設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定                | 継続実施  | <p>◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定 (H21年3月1日～)</p>  |
| ⑧ 工事契約における入札手続きの期間短縮                  | 継続実施  | <p>◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化(H21年4月公告～)<br/>                     (標準36日→29日)</p>  |
| ⑨ 物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し                | 継続実施  | <p>◆物件移転補償費と用地費の前払金割合の見直し (H21年4月1日～)<br/>                     (現行70% → 改定80%)</p>  |
| ⑩ 一般土木の地場企業対象工事の範囲拡大                  | 継続実施  | <p>◆一般土木工事の地場企業対象範囲の拡大 (H21年10月1日～)<br/>                     (予定価格 7億円未満 → 10億円未満)</p>  |
| ⑪ 工事の入札における最低制限価格の改定                  | 継続実施  | <p>◆工事の最低制限価格の改定 (H21年10月1日～)</p>   |
| ⑫ 工事成績優良業者表彰制度の導入                     | 継続実施  | <p>◆公表に加え工事成績優良業者表彰制度の導入 (H21年10月1日～)</p>   |
| ⑬ 前金払の支払対象・請求期限の拡大(工事・委託)             | <p>・現行:工事・委託共通<br/>                     &lt;契約金額300万円超、30日以内請求&gt;</p> <p>◇拡大<br/>                     ・工事: 100万円超、請求期限なし<br/>                     ・委託: 50万円超、請求期限なし</p>                                    | -   |
| ⑭ 地場受注枠の拡大(舗装工事)                      | <p>◇地場受注枠の拡大(舗装工事)<br/>                     予定価格 1億2千万円未満 → 1億5千万円未満</p>  | -   |

※平成22年度の◇は新規、◆は強化する項目